

滋賀県 気候風土適応住宅 独自基準策定について

1. 滋賀県 気候風土適応住宅について

(改正) 告示第786号第2項に規定する
「所管行政庁が定める基準」を新たに規定する方向で検討。

第1項第1号	国土交通大臣が定める基準（以下、「国基準」という。）
第1項第2号	国基準に所管行政庁が要件を付加した基準
<u>第2項</u>	<u>所管行政庁が定める基準</u>

(理由)

- 令和7年4月1日から原則全ての建築物に省エネ基準の適合義務化。
- 県内でも地元大工・設計者が造る住宅（特に県内で造られる伝統的構法による住宅）について、法が定める外皮基準に適合させることが困難なものが出てくる可能性がある。
- これらの住宅について、関係団体、地元設計者等から県独自基準の設定について実務者の意見を取り入れるように要望が出ている。
- このことから、県産木材を利用した木造住宅の普及促進、地元に根付く技術の継承の観点から、本県に必要と考えられる住宅について県内独自基準の整備の検討を進める。

2. 独自基準の策定に向けた活動内容

■ 気候風土適応住宅 県独自基準の策定に向けた令和5年度の活動内容

年月	活動内容
令和5年11月	第1回 実務者との意見交換会を実施。（県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会） 気候風土適応住宅とは何か、 独自基準策定の必要性等 について意見交換を行った。
令和6年2月	第2回 実務者との意見交換会を実施。（県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会、湖国すまい・まちづくり推進協議会） 国告示、他府県基準、独自基準要件等について議論。 ※湖国すまい・まちづくり推進協議会：滋賀県における木の家づくりを推進されている。施工者の方が参加。

上記とは別に、滋賀県内の特定行政庁連絡会議において、独自基準策定の必要性等について意見交換を行った。その際、各市町の条例や都市計画等において、省エネ基準を満足できない事項について調査を実施。

2. 独自基準の策定に向けた活動内容

■ 気候風土適応住宅 県独自基準の策定に向けた令和6年度の活動内容

年月	活動内容
令和6年6月	第1回「気候風土適応住宅基準検討会」実施。 独自基準の検討を進めることとした。 令和5年度の意見交換会における意見を踏まえ、県において独自基準の素案を作成提示し、議論を行った。
令和6年8月	第2回「気候風土適応住宅基準検討会」実施。 国告示の改正内容、第1回検討会での意見等を踏まえ、引き続き、独自基準の素案について、議論を行った。

「気候風土適応住宅基準検討会」は、特定行政庁、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会、湖国すまい・まちづくり推進協議会にて構成。

3. 独自基準の策定に向けた検討事項等

■ 策定にあたり苦慮している事項等

- 令和7年4月1日から原則全ての建築物に省エネ基準の適合義務化されることにあわせて、独自基準の策定を目指している。そのため、限られた時間の中で、よりよい基準となるよう検討している。
- 滋賀県という地域における気候風土に応じた住宅とは何か。滋賀らしい基準を抜き出すことは難しい。
- 断熱層を構成することが困難であることから、外皮基準への適合が困難となる基準（国基準等）以外の基準について、省エネ基準を満たす住宅との線引きが難しく、不公平感なく基準を策定することが難しい。

3. 独自基準の策定に向けた検討事項等

■ 策定にあたり苦慮している事項等

- 手刻みによる加工など技術の継承としての基準を定め、伝統的構法の継承を可能にする仕組みを検討することについて、どのように基準を定め、整理していくのかが難しい。
- 基準と実際の建物（住人の方等のご理解をいただく必要がある）との比較検討を行う方法に苦慮している。
- 基準に適合しているか判断できるよう解説等を策定する必要があるが、公表できる写真等資料の収集方法に苦慮している。

4. 今後について

■今後のスケジュール（予定）

令和6年10月 県内関係団体、特定行政庁と協議検討を進める

令和6年12月 県独自の気候風土適応住宅基準を策定する

（～施行まで） 県内への周知を行う

令和7年4月1日 県独自の気候風土適応住宅基準の施行

滋賀県は、県内統一の独自基準策定に向けて、検討している団体となるため、今後の検討により、変更となる可能性があることを申し添えます。